

## 佐賀県告示第276号

庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月30日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(入札参加資格審査申請書の提出)</p> <p><b>第2条</b> 入札参加資格の審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、<u>平成の偶数年</u>の11月1日から同月30日までの間（以下「定期受付期間」という。）に、知事に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査を受けることができない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、当該書類を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>納税証明書（審査基準日の属する年の前年の所得に係る事業税の納付すべき額を証する書類及び県税の未納の額がないことを証する書類をいう。）</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(入札参加資格の審査及び審査結果の通知)</p>	<p>(入札参加資格審査申請書の提出)</p> <p><b>第2条</b> 入札参加資格の審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、<u>令和2年を初年とする同年以後の3年ごとの各年</u>の11月1日から同月30日までの間（以下「定期受付期間」という。）に、知事に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査を受けることができない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、当該書類を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>県税の未納の額がないことを証する書類並びに税務署長が発行する納税証明書その3の2及びその3の3</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>法人がその支店その他の営業所（第4条第1項第2号において「支店等」という。）に入札の権限を委任する場合には、当該委任状</u></p> <p>(入札参加資格の審査及び審査結果の通知)</p>

改正前	改正後
<p><b>第3条</b> 知事は、前条第1項の規定により申請書が提出されたときは、別に定める審査要領に基づき、次に掲げる事項について審査を行うものとする。</p> <p>(1) 経営の状況</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 経営比率</p> <p>審査基準日の属する年の前年の決算に係る流動比率、<u>自己資本固定比率及び利益率</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(入札参加資格申請事項の変更等の届出)</p> <p><b>第4条</b> 前条第4項の規定により入札参加資格を有するものと決定された者（次条第1項の規定により地位の承継の承認を受けた者（以下「地位承継人」という。）を含む。以下「入札参加資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、入札参加資格者申請事項変更等届出書（様式第5号。以下「変更等届出書」という。）により、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><b>第3条</b> 知事は、前条第1項の規定により申請書が提出されたときは、別に定める審査要領に基づき、次に掲げる事項について審査を行うものとする。</p> <p>(1) 経営の状況</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 経営比率</p> <p>審査基準日の属する年の前年の決算に係る流動比率、<u>自己資本比率及び利益率</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(入札参加資格申請事項の変更等の届出)</p> <p><b>第4条</b> 前条第4項の規定により入札参加資格を有するものと決定された者（次条第1項の規定により地位の承継の承認を受けた者（以下「地位承継人」という。）を含む。以下「入札参加資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、入札参加資格者申請事項変更等届出書（様式第5号。以下「変更等届出書」という。）により、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法人が支店等に入札の権限を委任している場合であって、当該支店等の所在地若しくは商号、名称若しくは代表者の氏名又は委任状の内容を変更したとき。</u></p> <p>(3) <u>警備業法（昭和47年法律第117号）第7条第1項の規定による認定証の有効期間の更新を受けたとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2・3 略</p>

改正前	改正後
<p>(入札参加資格の有効期間)</p> <p><b>第6条</b> 入札参加資格の有効期間は、定期受付期間に申請した有資格者については<u>第3条第1項</u>の規定による通知の日の属する年の4月1日からその<u>翌々年</u>の3月31日までとし、定期受付期間以外の期間に申請した有資格者については<u>第3条第1項</u>の規定による通知の日の属する月の翌月の1日から<u>同日以後の最初の平成の奇数年</u>の3月31日までとする。ただし、地位承継人に係る入札参加資格の有効期間は、前入札参加資格者に係る入札参加資格の有効期間の残期間とする。</p> <p><b>様式第1号</b> (第2条関係)</p> <p>略</p> <p>年度において佐賀県が委託する庁舎等の維持管理業務</p> <p>略</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 略</p> <p>6 <u>納税証明書</u></p> <p>7 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;">略</div>	<p>(入札参加資格の有効期間)</p> <p><b>第6条</b> 入札参加資格の有効期間は、定期受付期間に申請した有資格者については<u>第3条第4項</u>の規定による通知の日の属する年の4月1日からその<u>3年後の年</u>の3月31日までとし、定期受付期間以外の期間に申請した有資格者については<u>第3条第4項</u>の規定による通知の日の属する月の翌月の1日から<u>その直後の定期受付期間</u>の属する<u>年度</u>の3月31日までとする。ただし、地位承継人に係る入札参加資格の有効期間は、前入札参加資格者に係る入札参加資格の有効期間の残期間とする。</p> <p><b>様式第1号</b> (第2条関係)</p> <p>略</p> <p>年度から 年度において佐賀県が委託する庁舎等の維持管理業務</p> <p>略</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 略</p> <p>6 <u>県税及び国税の未納の額がないことを証する書類</u></p> <p>7 略</p> <p>8 <u>委任状 (委任する場合のみ)</u></p> <p><u>注 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;">略</div>
<p><b>様式第2号</b> (第2条関係)</p> <p>略</p>	<p><b>様式第2号</b> (第2条関係)</p> <p>略</p>

改正前										改正後										
略										略										
経営の状況	略									略										
	営業年数	略									略									
	営業比率	流動比率 $\left( \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 \right)$		自己資本固定比率 $\left( \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100 \right)$		利益率 $\left( \frac{\text{当期利益}}{\text{総資本}} \times 100 \right)$														
		$\left( \frac{\text{千円}}{\text{千円}} \right)$ ×100= %		$\left( \frac{\text{千円}}{\text{千円}} \right)$ ×100= %		$\left( \frac{\text{千円}}{\text{千円}} \right)$ ×100= %														
経営の規模	自己資本額		千円																	
	従業員数		略																	
	略										略									
	全従業員の有資格者数	①電気主任技術者	②ボイラ一技士	③冷凍機械責任者	④危険物取扱者	⑤建築物環境衛生管理技術者	⑥消防設備士	⑦電気工事士	その他の資格者	計										
		人	人	人	人	人	人	人	人	人										
略										略										
<u>注</u> 「全従業員の有資格者の数」欄は、1人で数種類の資格を有する者の場合は、資格の種類ごとに1人として計上すること。なお、有資格者については、当該資格を証する書類の写しを添付すること。										<u>注 1</u> 「全従業員の有資格者の数」欄は、1人で数種類の資格を有する者の場合は、資格の種類ごとに1人として計上してください。 <u>なお、有資格者については、当該資格を証する書類の写</u>										

改正前	改正後																								
<p>様式第3号（第2条関係） 略 〔法人、団体にあつては、事務所所在地〕 住所 _____  〔法人、団体にあつては、<u>法人・団体名</u>、代表者名〕 (ふりがな) 氏名 _____ ㊞ 生年月日 <u>(明治・大正・昭和・平成)</u> 年 月 日</p>	<p>しを添付してください。 2 <u>その他別に定める上記内容を確認することができる書類を添付してください。</u> 3 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。</u></p> <p>様式第3号（第2条関係） 略 〔法人、団体にあつては、事務所所在地〕 住所 _____ <u>(ふりがな)</u> <u>商号又は名称</u> _____ 〔法人、団体にあつては、代表者名〕 (ふりがな) 氏名 _____ ㊞ 生年月日 年 月 日</p> <p>注 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。</u></p>																								
<p>様式第5号（第4条関係） 略</p> <table border="1" data-bbox="244 1094 1120 1364"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>届出事項</th> <th>添付書類</th> <th>変更（休止・廃止）年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名（法人にあつては、代表者氏名）の変更</td> <td>登記事項証明書・使用印鑑届 身元証明書等・誓約書</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記号	届出事項	添付書類	変更（休止・廃止）年月日	略					氏名（法人にあつては、代表者氏名）の変更	登記事項証明書・使用印鑑届 身元証明書等・誓約書		<p>様式第5号（第4条関係） 略</p> <table border="1" data-bbox="1169 1094 2045 1364"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>届出事項</th> <th>添付書類</th> <th>変更（休止・廃止）年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名（法人にあつては、代表者氏名）の変更</td> <td>登記事項証明書・使用印鑑届（<u>使用印鑑が変わる場合</u>）・身元証明</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記号	届出事項	添付書類	変更（休止・廃止）年月日	略					氏名（法人にあつては、代表者氏名）の変更	登記事項証明書・使用印鑑届（ <u>使用印鑑が変わる場合</u> ）・身元証明	
記号	届出事項	添付書類	変更（休止・廃止）年月日																						
略																									
	氏名（法人にあつては、代表者氏名）の変更	登記事項証明書・使用印鑑届 身元証明書等・誓約書																							
記号	届出事項	添付書類	変更（休止・廃止）年月日																						
略																									
	氏名（法人にあつては、代表者氏名）の変更	登記事項証明書・使用印鑑届（ <u>使用印鑑が変わる場合</u> ）・身元証明																							

改正前				改正後			
		等				書等（個人の場合）・ 誓約書等	
				代理人に關する事項の変更		委任状	
				警備業の認定証の更新		更新後の認定証の写し・公安委員会への届出書の写し（県外業者の場合）	
	休止			休止			
略				略			
注 届出事項のうち該当するものの記号欄に○印を付けてください。				注 1 届出事項のうち該当するものの記号欄に○印を付けてください。			
				2 申請の際、自署により押印を省略している場合にあっては、使用印鑑届の添付は不要です。			
				3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。			
略				略			
略				略			
略				略			
様式第6号（第5条関係）				様式第6号（第5条関係）			
略				略			
（添付書類）				（添付書類）			
（1）～（6） 略				（1）～（6） 略			
				注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。			

改正前	改正後
略	略

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に行われる入札参加資格の申請等について適用し、同日前に行われた入札参加資格の申請等については、なお従前の例による。